知的財産ニュースレター

# **Intellectual Property**

Newsletter 91



Contents

## 特許侵害

# 民法94条2項類推適用により、善意無過失の特許権譲受人に対する 特許権移転請求が棄却された事例

東京地裁(29部)令和6年4月17日判決〔ヘアーアイロン特許事件〕

## 審決取消

## 訂正後の構成要件に技術的意義がないことを考慮して進歩性を否定した事例

知財高裁(3部)令和6年5月14日判決〔衣料用洗浄剤組成物事件〕

## 商標法

## 商品の産地、販売地又は品質等の表示について判断した事例

知財高裁(3部)令和6年4月11日判決[Nepal Tiger事件]

## 不正競争

## 退職者に対する競業避止・秘密保持誓約の程度とその有効性

東京地裁(47部)令和5年2月19日判決[sus-sous等事件]

# 事務所 News

## 特許侵害

# 民法94条2項類推適用により、善意無過失の特許権譲受人に対する 特許権移転請求が棄却された事例



重富 貴光 PROFILEUT たら

東京地裁(29部)令和6年4月17日判決(令和4年(ワ)第19222号)裁判所ウェブサイト〔ヘアーアイロン特許事件〕

裁判例はこちら

#### 1 はじめに

本件は、X(法人)が、発明の名称を「ヘアーアイロン」とする本件特許権に係る発明について特許を受ける権利を有する者であったにもかかわらず、Xの代表権限を有しないA(個人)が、Xに無断でその権利をB(個人)に譲渡してしまったため、特許を受ける権利を有しないBが本件特許権の設定登録を受けたものであるとして、本件特許権の登録名義人Y(法人)に対し、特許法74条1項「に基づき、本件特許権の移転請求をした事案です。

裁判所は、①真の権利者ではないBが特許権者であるとの 虚偽の外観を作出したことについてXに帰責性がある、②Yは、 B及びC<sup>2</sup>間の本件特許権譲渡契約締結時点においてBが無権 利者であることについて善意無過失であり、Cから本件特許権 を転得した³ものである、③よって民法94条2項を類推適用⁴し、X は、Xが特許を受ける権利を有することをYに主張し得ないと判 断し、Xの特許権移転請求を棄却しました。以下、裁判所の判断 要旨を紹介します。

#### II 裁判所の判断要旨

1 民法94条2項類推適用の可否(法律論)

特許法74条1項に基づく特許権移転請求がされた場合においても、冒認者(筆者註:B)からの譲受人等(筆者註:Y)との関係で民法94条2項を類推適用することは可能である。

Xは、特許法74条1項に基づく特許権移転請求に対して保護 される者は特許法79条の2⁵に定める通常実施権者に限られる 旨を主張するが、特許法79条の2と民法94条2項類推適用は、 その要件及び効果を異にするうえ、特許法79条の2が民法の第 三者保護規定に対して優先する関係に立つ規定は見当たらな いため、Xの主張には理由がない。

2民法94条2項類推適用の要件充足性

(1) 虚偽の外観作出に係るXの帰責性について

Xには、真の権利者ではないBが特許権者であるとの虚偽の外観作出について、X自ら外観の作出に積極的に関与した場合やこれを知りながらあえて放置した場合と同視し得るほど重い帰責性が認められる。

#### 〔考慮事情〕

- ▶代表権限を有しないAがXの代表取締役に就任したのは、X の真の代表者Dの依頼による。
- ▶代表権限を有しないAは、Xが有していた本件特許権に関する特許を受ける権利をB(当時にX取締役とされた者)に譲渡する譲渡契約を締結し、Bが特許権者とされた(虚偽の外観作出)。
- ➤真の代表者Dは、虚偽の外観作出を認識していたにもかかわらず、約4年間特段の措置をとっておらず、Bに対して本件特許権移転等の措置をとっていない。

#### (2)Yの善意無過失について

Yは、BとCとの間の本件特許権の譲渡契約締結時点で、Bが 特許を受ける権利の譲渡を受けておらず、本件特許権を有して いなかったことについて、善意無過失であったと認める。

#### 〔考慮事情〕

▶Yの担当者Gは、Y開発部からの調査依頼を受け、開発中の

次ページへ続く オ

<sup>1</sup> 特許法74条1項は、特許を受ける権利を有しない者が特許権者となっている場合に、真の権利者が、特許権者に対して特許権の移転を請求できるとする規定です。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> CはYの完全子会社です。

<sup>3</sup> YがCから本件特許権を取得したのは、BとCとの本件特許権の譲渡契約締結日の約2か月後でした。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 民法94条2項の類推適用とは、権利外観法理を根拠として、虚偽の外観が作出され、その作出について真の権利者の積極的な関与又は承認がある場合のほか、当該権利者にこれらと同視 し得るほど重い帰責性が認められる場合に、当該権利者は、その外観が虚偽であることについて善意又は善意無過失である第三者に対し、当該第三者が権利を取得していないと主張することができない法理をいいます。

<sup>5</sup> 特許法79条の2は、特許権移転請求による特許権移転登録前に特許を受ける権利を有しない者に対して特許がされたことを知らないで日本国内において当該発明の実施である事業又はその準備をしていた者に通常実施権を付与する規定です。

ヘアーアイロンに関する特許調査を行ったところ、本件特許権の存在を認識し、特許事務所に対し、侵害予防調査等を実施した。その後、Yは、本件特許権の無効審判請求をするとともに、Bとの本件特許権の譲渡交渉を弁理士に依頼した。

- ▶本件特許権の侵害予防調査及びBとの譲渡交渉等を依頼した弁理士からは、BとCとの本件特許権の譲渡契約を締結することについて不審事由の報告は受けていない。
- ➤ Aが本件特許権をBに譲渡する契約を締結してから6年5カ月 以上が経過していたにも拘わらず、当該契約の有効性が争 われていたわけではない。

#### || コメント

本件は、特許を受ける権利を有しない者に対してされた特許 査定及び特許権設定登録に係る特許権の譲受人との関係に おいて、民法94条2項類推適用が認められ、真の権利を有する 者による特許権移転請求が棄却された事例です。紛争事例とし ては特殊な部類に属しますが、特許法74条1項に基づく特許権 移転請求に対して民法94条2項類推適用が理論的に肯定され るとの判断がされた点には法律論的意義が認められます。本件 は、X内部の事情に起因しますが、真の権利者ではないBが特 許権者とされたこと(虚偽の外観作出)についてXに帰責性が あるとされています。

特許権の譲渡交渉・契約締結局面では、譲渡人が特許権を 真に有するか否かを確認すべきですが、本件のようにX内部の 事情に起因し、かつ、そのような事情が公表等されていなかっ た場合には、譲受人の善意無過失が認定されたという判断は、 事例判断ではあるものの、特許権の譲渡局面における譲受人 の保護の在り方を考えるにあたって参考になると思料します。

← 目次へ戻る

## 審決取消

# 訂正後の構成要件に技術的意義がないことを考慮して進歩性を否定した事例



黒田 佑輝

知財高裁(3部)令和6年5月14日判決(令和5年(行ケ)第10098号)裁判所ウェブサイト〔衣料用洗浄剤組成物事件〕

裁判例はこちら

原告(請求人)は、被告(被請求人・特許権者)に対し、発明の名称を「衣料用洗浄剤組成物」という特許(「本件特許」)について、進歩性の欠如等を主張し無効審判を提起しました。特許庁は、本件特許の特許請求の範囲の訂正を認めたうえで、請求不成立と判断しました。原告は審決取消訴訟を提起し、知財高裁は、審決を取り消し、進歩性の欠如を認めました。

無効審判において訂正された本件特許の請求項1は以下の通りであり、大きく、(A)、(B)、(C)及び(G)の4成分を必須の物質として含んでいます。このうち、(G)成分は、無効審判の訂正請求によって請求項1に含まれました。

- 「(A)成分:アニオン界面活性剤(中略)と、
- (B)成分:(中略)フェノール型抗菌剤と、
- (C)成分:(中略)アミノカルボン酸型キレート剤0.02~1.5 質量%と、
- (G)成分としてノニオン界面活性剤を含み、(中略)下記一般式(I)又は(II)で表される少なくとも1種であり、

 $R2-C(=O)O-[(EO)s/(PO)t]-(EO)u-R3\cdots(I)$   $R4-O-[(EO)v/(PO)w]-(EO)x-H\cdots(II)$ 

((中略)式(II)中、R4は炭素数12及び14の天然アルコール由来の炭化水素であり、(後略))

(A)成分/(C)成分で表される質量比(A/C比)が10~10 0である

衣料用洗浄剤組成物(中略)。|

ここでは、主引例である甲1発明と、訂正後の請求項1の相違 点の中で最も詳細な判断がされた、(G)成分を取り上げます (相違点2)。

(G)成分は、式(I)又は(II)で特定されるアルコールエトキシレートと呼ばれる界面活性剤であり、本件で問題となったのは、式(II)の物質であり、「炭素数12及び14の天然アルコール由

来の炭化水素」を含んでいるものでした。対して、甲1発明が含む界面活性剤は、天然アルコール由来のものも合成アルコール由来のものも利用できるという点で異なりました。

知財高裁は、天然アルコールと合成アルコールが同様に用いられており、特に近年は、価格差が少なくなったことなどから、天然アルコールが多く用いられるようになってきたという技術常識があったこと、天然アルコール由来の炭化水素と合成アルコール由来の炭化水素とで、いずれか一方が他方よりも衣料用洗浄剤の組成物に適しているとの技術常識があったとは認められないと認定しました。

さらに、判決は、本発明の(G)成分は、明細書では「含んでもよい」とされている他の成分の一つとしてしか位置付けられていないこと、明細書には、「炭素数12及び14の天然アルコール由来の炭化水素」が望ましいのか記載されていないこと、明細書で開示された防臭効果の実験によれば、(G)成分を用いた実施例が、それを含有しない実施例に比べて優れた防臭効果を得られていなかった、といった事情が指摘されています。そのうえで、知財高裁は「一般式(II)のR4を炭素数12及び14の天然アルコール由来の炭化水素と特定したことについて、格別の技術的意義があるとは認められない」と判断しています。

知財高裁は、このように(G)成分に技術的意義がないことと、 上記各技術常識を組み合わせて、主引例の(G)成分に当たる 成分として、「炭素数12及び14の天然アルコール由来の炭化 水素 |を採用することは容易であると結論付けました。

本件では、訂正によって追加された事項に技術的意義がないことが、知財高裁の心証に大きな影響を与えたものと思われ、実務上参考になる事案と考えられます。

#### ← 目次へ戻る

### 商 標

# 商品の産地、販売地又は品質等の表示について判断した事例



手代木 啓

知財高裁(3部)令和6年4月11日判決(令和5年(行ケ)第10115号)裁判所ウェブサイト[Nepal Tiger事件]

裁判例はこちら

#### 1. 事案の概要

原告Xは、「Nepal Tiger」の文字を標準文字で表してなり、 指定商品を第27類「じゅうたん、敷物、マット、ラグ、ヨガ用マット、織物製壁紙、壁掛け(織物製のものを除く。)」とする商標(本願商標)について商標登録出願を行ったところ、拒絶査定がなされたため、拒絶査定不服審判を請求しましたが、同請求は成り立たないとの審決(本件審決)がなされました。

そこで、Xが、特許庁長官を被告として、本件審決の取消しを 求めたのが本件訴訟となります。

#### 2. 本件審決の要旨

本件審決は、本願商標の「Nepal Tiger」の文字は構成全体 として「ネパールのトラ」ほどの意味合いを容易に理解、認識さ せるものとしました。また、指定商品中の「じゅうたん、敷物、ラ グ」との関係において、チベットやネパールは、じゅうたんの生 産地及び販売地として世界的に知られていること、「チベット じゅうたん |と称されるチベット民族の伝統的な手工芸品がある こと、また、トラの図柄を描いた、あるいは、トラの形状を模した 「チベットじゅうたん」は、生産地及び販売地の地域を表す語 「チベタン(Tibetan)」とトラを意味する「Tiger(タイガー)」とを 組み合わせて「Tibetan Tiger(Rug)」などと称されていること 等を認定し、本願商標をその指定商品中、ネパールで生産又は 販売される、トラの図柄を描いた、あるいは、トラの形状を模した じゅうたん、敷物又はラグに使用した場合、これに接する取引 者、需要者は、単に商品の産地、販売地又は品質を表示したも のと理解するにとどまり、自他商品の識別標識とは認識しない と判示しました。

以上より、本件審決は、本願商標が、商標法3条1項3号に該当し、また、前記商品以外の「じゅうたん、敷物、ラグ」に使用するときは、商品の品質の誤認を生ずるおそれがあるから、同法4

条1項16号に該当すると判断して、Xの拒絶査定不服審判請求 が成り立たないと判断しました。

#### 3. 本件訴訟における裁判所の判断

裁判所は、結論として、本件審決とは異なり、本願商標は商標法3条1項3号にも同法4条1項16号にも該当しないとして、本件審決の取消しを求めるXの請求を認容しました。以下では、とくに商標法3条1項3号該当性に関する裁判所の判断をご紹介します。

#### (1)判断基準

裁判所は、商標法3条1項3号該当性の判断基準として、以下のように判示しました。

- ・同号に掲げる商標が商標登録の要件を欠くと規定されているのは、このような商標は、指定商品との関係で、その商品の産地、販売地その他の特性を表示記述する標章であって、取引に際し必要適切な表示として何人もその使用を欲するものであるから、特定人によるその独占使用を認めるのは公益上適当でないとともに、多くの場合自他商品識別力を欠くものであることによるものと解される。
- ・そうすると、出願に係る商標が、その指定商品について商品の産地、販売地又は品質を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標であるというためには、審決がされた時点において、当該商標が当該商品との関係で商品の産地、販売又は品質を表示記述するものとして取引に際し必要適切な表示であり、当該商標の取引者、需要者によって当該商品に使用された場合に、将来を含め、商品の産地、販売地又は品質を表示したものと一般に認識されるものであるか否かによって判断すべきである。
- ・ そして、当該商標の取引者、需要者によって当該商品に使用された場合に商品の産地、販売地又は品質を表示したも

次ページへ続く 7

のと一般に認識されるかどうかは、当該商標の構成やその指 定商品に関する取引の実情を考慮して判断すべきである。

#### (2)あてはめ

#### (a)本願商標の構成

裁判所は、本願商標の構成について、「Nepal Tiger」は「Nepal」の文字及び「Tiger」の文字を組み合わせたものであって、「Nepal」は国家(ネパール)を示す語であり、「Tiger」は「トラ」を意味する語であるとしました。また、「Nepal Tiger」の語句が一体のものとして辞書等に採録されているとは認められず、トラに関する亜種の名称や通称名等として「Nepal Tiger」と呼ばれるものがあるとも認められないことから、「Nepal Tiger」の語句は、通常は組み合わされることのない単語を組み合わせた一種の造語とみるべきと判断しています。

#### (b)本願商標及び本願の指定商品に関する取引の実情

裁判所は、新聞記事、雑誌、ウェブサイトの記載から、ネパールで生産されたじゅうたんが「チベットじゅうたん」等と表示されること等の事実を認定しつつ、いずれにも、「Nepal Tiger」の記載は存在せず、指定商品に関連するウェブサイト等の記載において「Nepal Tiger」の文字が一体として用いられたものも認められないとして、「Nepal Tiger」の語句が、一体として「ネパールで生産された、トラの図柄を描いた、あるいはトラの形状を模した、じゅうたん、ラグ」を意味するものとして、じゅうたんの取引者等によって使用されている取引の実情が存在するとは認められないと判示しました。

#### (c)結論

以上より、裁判所は、本願商標の取引者及び需要者は、「Nepal Tiger」の語句について、指定商品に係る商品の産地、販売地又は品質を表示したものであると直ちに認識するものではないというべきであるとし、本願商標は商標法3条1項3号に該当しないと結論付けました<sup>1</sup>。

#### 4. まとめ

商標法3条1項3号は、商品の産地、販売地、品質等を普通に 用いられる方法で表示する標章のみからなる商標については、 商標登録を受けられないと規定しています。本判決は、同号該 当性に関して一般的な規範を示したうえで、詳細な事実認定を 行い、本件審決とは異なる判断をしています。

本件審決に比して、本判決は、取引者(本件だとじゅうたん類の製造業者及び販売業者)と需要者(本件だと一般の消費者)の目線を重視し、より取引の実情に即した判断をしているものと解されます。商標法3条1項3号該当性の判断手法として実務の参考になるものと考え、ご紹介させていただきました。

## ← 目次へ戻る

<sup>1</sup> なお、裁判所は、本願商標が特定の商品の産地等を表示するものではないことから、これを指定商品に使用した場合でも、商品の性質の誤認を生ずるおそれがある商標とはいえず、商標法4条1項16号該当性にも該当しないと判断しております。

## 不正競争

# 退職者に対する競業避止・秘密保持誓約の程度とその有効性



石津 真二
··· PROFILEはこちら

東京地裁(47部)令和6年2月19日判決(令和4年(ワ)第70057号)裁判所ウェブサイト[sus-sous等事件]

裁判例はこちら

#### 1. 事案の概要

本件は、Xが、Yに対して、アパレル事業者を営むXの従業員であり、デザイナーとしてアパレルの制作業務等に従事していたYが、X退職後にXの製品である服のパターン(「本件パターン」)を流用して、これとほぼ同一の製品の製造、販売等を行っていると主張して、①不正競争防止法(不競法)2条1項7号・同3条に違反する、並びに、②雇用契約書記載の合意(「本件合意」)及び退職時誓約書(「本件誓約書」)記載の誓約(「本件誓約」。本件合意とを併せて「本件合意等」)に反する、と主張して、差止及び損害賠償等を請求する事案です。

東京地裁は、不競法違反の請求については、(Xが本件パターンそのものの具体的な内容、形状等については具体的に主張せず、これに関する証拠も提出しない等の理由により)営業秘密該当性を否定して棄却し、かつ、本件合意等違反の請求についても棄却しました。以下では、本件合意等違反の請求について、取り上げます。

#### 2. 本件合意等の内容

#### (1)本件合意

雇用契約書には、雇用期間、従事する職務、賃金等の定めの ほか、「業務上知り得た会社の機密事項、個人情報を他に漏ら さないこと(退職後も同様とする)」との規定がありました(本件 合意)。

#### (2)本件誓約

退職にあたり、Yは、本件誓約書を作成し、Xに提出しており、 本件誓約書には、本件誓約として、以下の記載がありました。

1. 退職後3年間は、X所属時に業務上関係ができた取引先 (販売先、仕入先、製造委託先)に対して、Xの許可を得ずに連 絡をする又は取引を行わない

2. 退職後3年間は、X所属時に業務上知った情報(受領した名刺情報、X経営関係情報等)について、一切口外しません。

#### (3)退職後合意書

Y在職中の横領行為の疑いがあったことから、XはY退職後にYを問い質し、以下の内容を含む「本件退職後合意書」を締結しました。

Yは、Xに対し、Xに在職中、Xの売上を着服したことを認め、 自筆による謝罪文を提出する。

Yは、Xに対し、前項の損害の一部として、28万3290円を返還する義務があることを認め、これを、…支払う。

Yは、本日以降、Yが行う活動において、不特定多数に拡散する方法(ウェブサイト、SNS、雑誌等)のみならず、業務委託契約等、個別契約先に提供するプロフィールで使用する場合においても、「sus-sous」というデザインブランドの名称を使用する場合は、Xに対し、許可を求めなければならない。また、Yは、Xに対し、本件誓約書を遵守することを約する(但し、退職後3年間は、顧客から競業依頼があった場合、Xに告知するものとする。但し、この告知は、Xの許諾を要する意味ではない。)。

XとYは、XY間に、本合意書に定めるもののほか、何らの債権 債務もないことを相互に確認し、互いに裁判上裁判外の請求を 一切しない。

### 3. 東京地裁の判断

#### (1)秘密保持に関する定め

裁判所は、以下のとおり、秘密保持の対象が特定されていないとして、本件誓約書における秘密保持の定めが無効であると判断しました。

従業員の退職後の秘密保持義務を定める特約は、雇用者の営業秘密等の情報の漏洩等を防止するものであるが、これに定められた営業秘密等の範囲が不明確で過度に広範であったり、そもそも営業秘密等として保護する必要がないような場合、当該特約は、従業員の職業選択の自由や営業の自由を不当に侵害するものとなり得る。したがって、上記のような秘密保持特

次ページへ続く オ

約は、対象とする営業秘密等の特定性や範囲、秘密として保護する価値の有無及び程度、退職者の従前の地位等の事情を総合的に考慮し、その制限が必要かつ合理的な範囲を超える場合には、公序良俗に違反し無効となるものと解される。

本件退職後合意書が遵守すべきものとする本件誓約書には、前記のとおり、秘密保持の対象となる情報につき、「貴社所属時に業務上知った情報(受領した名刺情報、貴社経営関係情報等)」とされているところ、「貴社所属時に業務上知った情報」というだけでは対象となる営業秘密等が具体的に特定されているとはいえず、その範囲も事実上無限定といってよいから、その範囲は過度に広範といえる。また、例示のうち「貴社経営関係情報等」も、その文言が抽象的である上、原告在職時の被告の地位等と結びつけられておらず、かつ、秘密として保護する必要性の有無ないし程度にかかわりなく対象となり得る点で、過度に広範なものといえる。

以上の各事情を総合的に考慮すれば、本件退職後合意書 (本件誓約書)における秘密保持に関する規定は、その制限が 必要かつ合理的な範囲を超えるものであり、公序良俗に違反し 無効というべきである。本件合意に基づく秘密保持義務につい ても同様である。

#### (2)競業避止に関する定め

一方で、裁判所は、競業避止に関する定めは、以下のとおり、 本件退職後合意書において許諾不要とされていること等から、 有効と解しました。

退職者が雇用者と競合する企業に就職したり自ら開業したり しないという競業避止義務につき、雇用者と退職者との間で個 別に退職後の競業避止義務に関する合意をしたとしても、この ような合意は、退職者の職業選択の自由、営業の自由を制限す るものであるから、無条件にその効力が承認されることはなく、 雇用者の利益、退職者の従前の地位、制限の範囲、代償措置の 有無や内容から、退職者の競業避止義務を定める合意の効力 を検討すべきである。

前記のとおり、本件誓約書には、競業に関し、「退職後3年間は、貴社所属時に業務上関係ができた取引先(販売先、仕入 先、製造委託先)に対して、貴社の許可を得ずに連絡をする又 は取引を行わない」とされているが、この競業避止義務は、本件 退職後合意書により、退職後3年間は、顧客から競業依頼が あった場合には原告に告知することを要するものの、この告知 は、原告の許諾を要する意味ではないと修正されている。

すなわち、本件退職後合意書は、Yの退職後の競業避止義務に関し、退職後3年間、Yが、X在職時に業務上関係ができた取引先(販売元、仕入先、製造委託先)に対し、Xの許可を得ずに自ら連絡又は取引を行うことはできないとして規制しつつ、そのような顧客の側から依頼があった場合には、Xにその旨告知しさえすれば、その許諾を得ることなく連絡又は取引を行うことができる旨を定めるものと解される…この競業避止義務をYに負わせることに対する代償措置はXにより講じられていないとみられるものの、その一事をもって、本件退職後合意書の定める被告の競業避止義務につき、公序良俗違反により無効とは必ずしもいえない。

もっとも、本件において、…本件退職後合意書に基づく競業 避止義務に違反する被告の行為は認められない。

#### 4. コメント

企業において、退職者に対して、競業避止義務・秘密保持義務を課すことは通常であるものの、その内容について広範にしすぎると無効となり得ることを示す事例として、参考になるものと思われますので、ご紹介しました次第です。

また、例えば、知財高判令和元年8月7日(平成31年(ネ)第10016号)では、「〈1〉社員は、退職後も競業避止義務を守り、競争関係にある会社に就労してはならない、〈2〉社員は、退職または解雇後、同業他社への就職および役員への就任、その他形態を問わず同業他社の業務に携わり、または競合する事業を自ら営んではならない」との各定めについて、「退職する社員の地位に関わりなく、かつ無限定に競業制限を課するものであって、到底合理的な内容のものということはできないから、無効というほかはない。」と判断されています。

このように、退職者に対して、秘密保持義務・競業避止義務を 課すにあたっては、当該定めが無効と判断されないよう、対象と なる秘密の具体的な特定、期間の限定、競業制限の範囲の特 定等を行い、無限定といった評価を受けないように配慮する必 要があると思われます。

次ページへ続く オ

秘密保持義務について言えば、不競法における、秘密管理性・有用性・非公知性の各要件を満たす営業秘密よりも広い範囲の秘密やノウハウを対象とすること自体は可能ですが、そのような場合には、その対象を明確にするということが求められます。

また、競業避止義務については、①企業の利益、②従業員の地位、③地域的限定、④期間、⑤禁止行為の範囲、⑥代償措置等の各要素が考慮され、例えば、期間について言えば、一般的には、1年以内では比較的短く、3年以上は比較的長いという評価を受ける可能性があります。ただし、これらの各要素は、独立に判断されるのではなく総合考慮されるという点に留意する必要があります。

← 目次へ戻る



# 事務所 News

# 当事務所の知的財産グループが、IAM Patent 1000 Japan Domesticの分野で高い評価を得ました

Law Business Research Ltdが発行するIAM (Intellectual Asset Management) Patent1000の2024年版において、当事務所はJapan Domesticの下記分野において高い評価を得ました。また当事務所の弁護士が各分野で高い評価を得ました。

## 【分野】

·Silver: Litigation

·Highly Recommended: Transactions

## 【弁護士】

·Litigation

Gold : 重冨 貴光 Silver : 平野 惠稔 Silver : 古庄 俊哉

Transactions

Highly Recommended : 廣瀬 崇史 Recommended : 重冨 貴光



Oh-Ebashi LPC & Partners

Recommended Firm 2024

関連サイト(IAM Patent 1000)のウェブサイトはこちらからご覧いただけます。

# 当事務所の弁護士が、IP Stars 2024 の特許分野で高い評価を得ました

Managing Intellectual Property(MIP) が発表したIP Stars 2024 にて当事務所の弁護士が以下の分野において高い評価を得ました。

#### 【弁護士】

·Patent star 2024: 重冨 貴光

関連サイト(IP Stars)のウェブサイトはこちらからご覧いただけます。

← 目次へ戻る